

人は十人十色。だから、
松前町の未来も十人十色の
輝きがあるはずです。

魅力を全国へ発信する松前町



災害に強い松前町



子育てしやすい松前町



水がきらめく松前町



環境に優しい松前町



松前町議会議員選挙

8月30日

特集

一票から松前町の未来を描こう



投票率の低さは、選挙への関心が薄くなってきていることを表しています。特に若い人には、「自分たちのため」と思って選挙に行ってほしいと思います。自分たちが生活していく上で、町が良くなっていくことは重要です。その実現のために町民を代表して活動するのが町議会ですから、「自分たちのために、自分たちの代表を決める」という意識を持って、行動に移してほしいです。



町選挙管理委員会
藤野光央 委員長

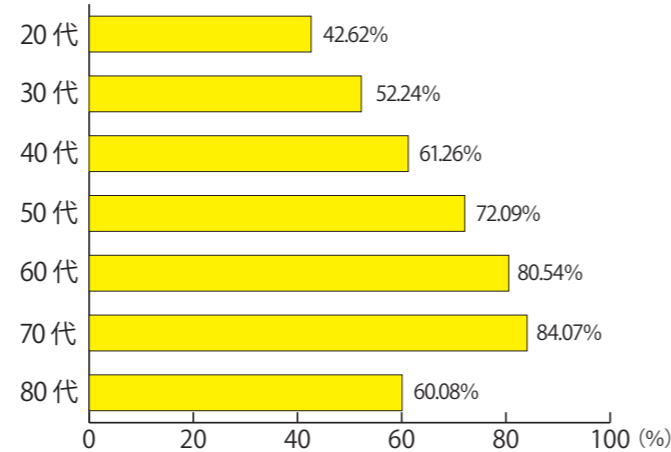
ために町民を代表して活動するのが町議会ですから、「自分たちのために、自分たちの代表を決める」という意識を持って、行動に移してほしいです。

Interview

松前町議会議員選挙の投票率

実施年度	S 62	H 3	H 7	H 11	H 15	H 19	H 23
投票率(%)	90.89	85.01	82.78	80.55	72.80	68.88	65.86

●平成 23 年の投票率を各年代別に見ると…



8月30日執行の選挙は、私たちの住む松前町の未来のため、その代表である町議会議員を決める大切な選挙です。町議会の役割は▽条例や予算の決定や決算の承認▽町の事務に対する調査、検査や監査請求▽町の公益に関する意見書を国会や関係行政庁に提出▽町に関係する委員の選出や選任の同意などがありません。子育てや教育、道路の整備など、町がさまざまな事業を進めていく上で、議会は欠かせない存在です。

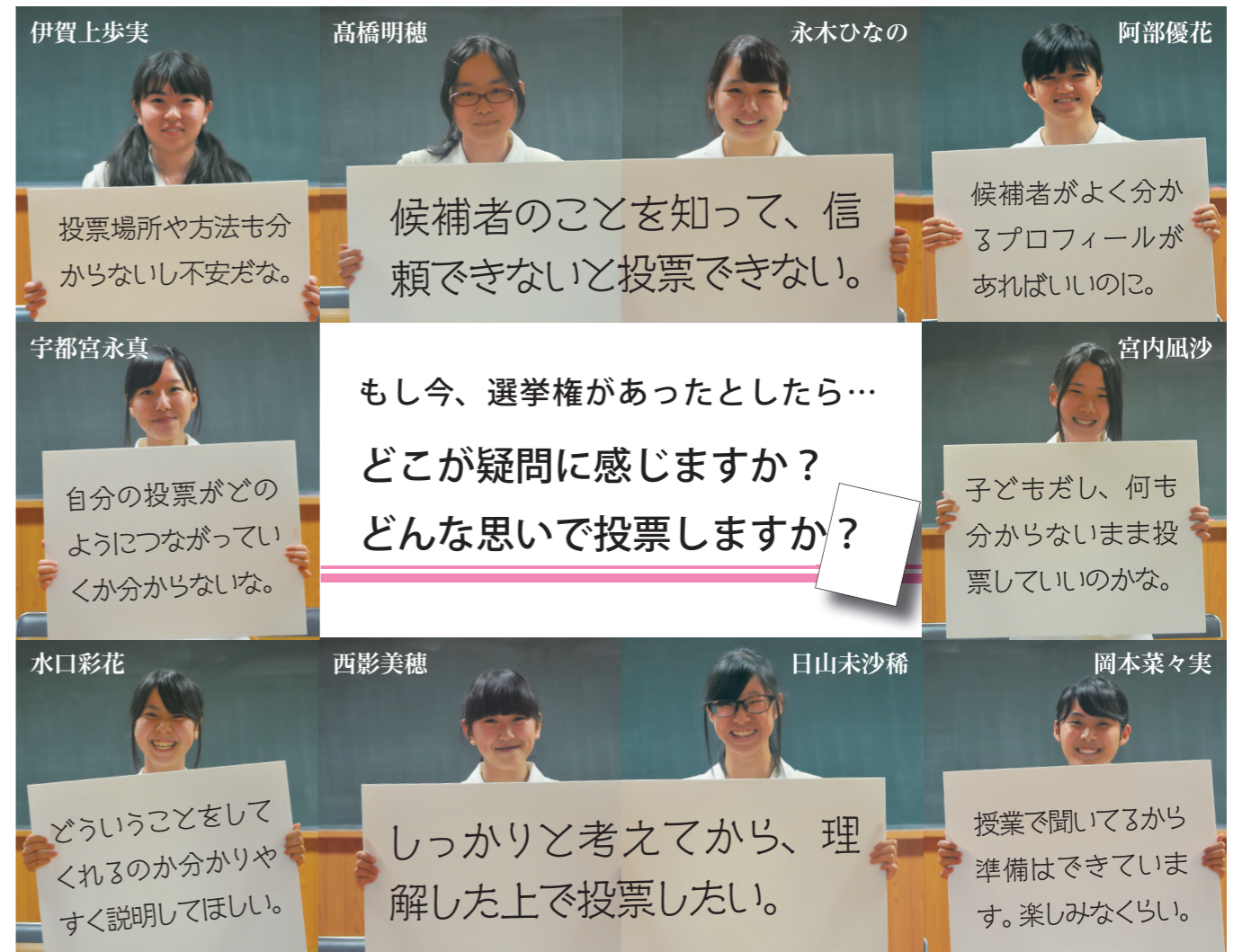
このことを再認識した上で、「投票する」ということを見直してみましよう。

低迷する投票率

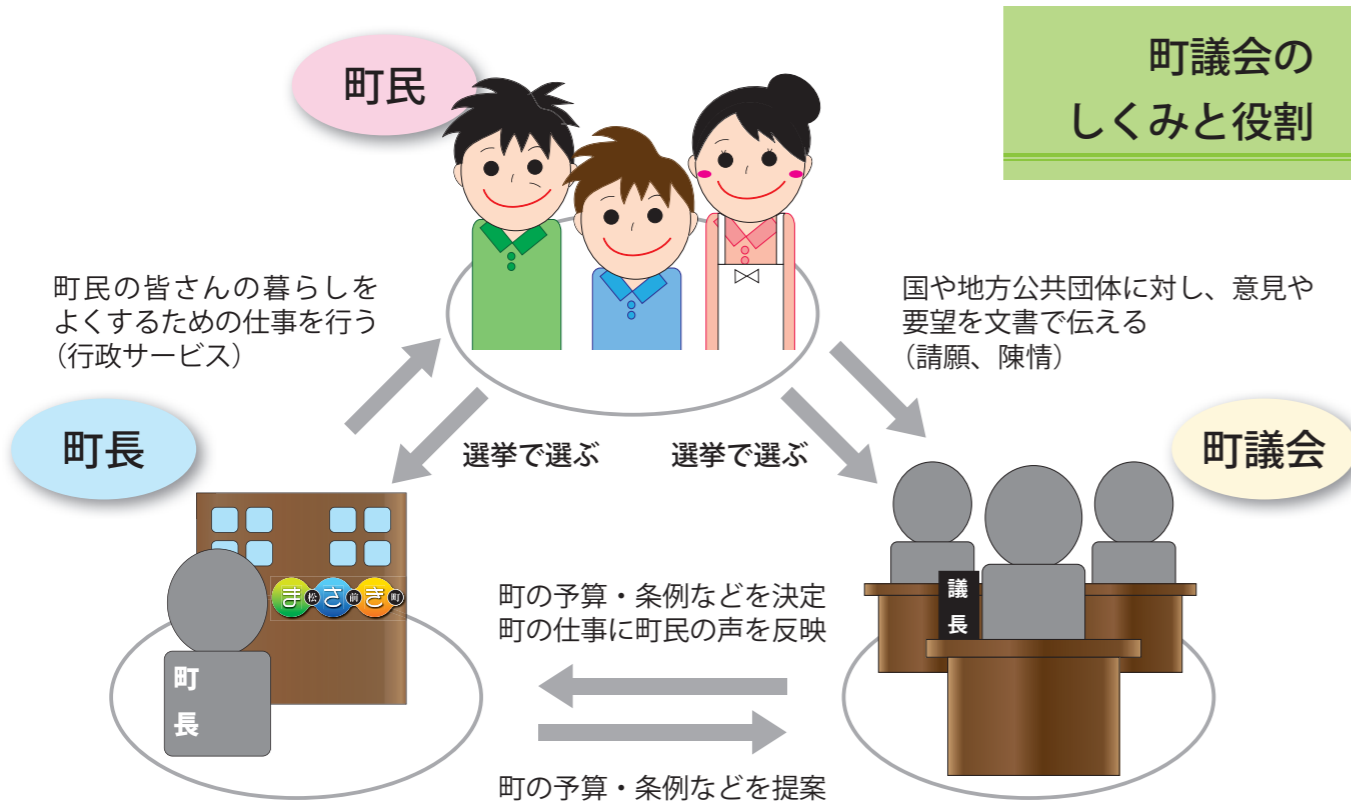
実際、皆さんは投票に出掛けていますか。

上の町議会議員選挙の投票率のグラフを見ると、約30年前は9割の人が投票していましたが、年々低下。さらに、平成23年の選挙を年代別に見ると、20・30代の投票率が低いことが読み取れます。

町民の代表を決める選挙



協力 伊予農業高等学校 2年生



町議会のしくみと役割

今、選挙を考える

18歳選挙権のことで選挙が話題になっている今、8月30日、町民の代表を決める大切な選挙が行われます。この機会に、選挙について、もう一度考えてみましょう。

選挙について見直す

公職選挙法の改正で、来年の夏以降、選挙権が20歳以上から18歳以上に引き下げられることとなり、大きな選挙の見直しが行われました。

その中で、来年以降に選挙権を得る可能性がある高校2年生に、「もし今、選挙権があったとしたら…」という質問を行いました。その答えが、上の写真の通りです。

大人が子どもに示す

実際に選挙に行ったことがない子どもたちは、授業などで選挙について学ぶ機会があっても、まだまだ疑問が多くあります。今回の特集でその一部を取り上げていきますが、子どもたちの周りには

身近な大人たちも、選挙の必要性や大切さを知っておかなければ、子どもたちの疑問に答え、その意義を示していくことができません。

また、子どもたちは疑問だけでなく、「きちんと理解して投票したい」という思いを持っていきます。でも、まだその思いを一票に託して投票することはできないのです。投票できる権利がある大人たちは、このような子どもたちの思いを知り、その権利をしっかりと行使していかなければなりません。

投票は「自分の思っていることを形にする」ための第一歩です。自分自身はもちろん、子どもたちの未来のためにも、「投票する」という形で自分の意思を示していきましょう。

選挙に行って 自分の思いを届けよう

選挙について考えた後は、実際の行動へ。
8月30日執行の松前町議会議員選挙へ出掛けましょう。



候補者を知り、
政策などを理解する

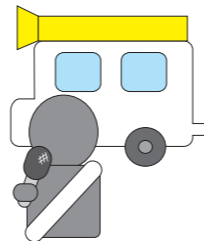
1 投票に行く 準備をする

① 投票所入場券の確認

投票所入場券は、8月25日（火）から選挙人に郵送する予定です。投票日が近くなっても届かない場合は、選挙管理委員会に問い合わせてください。なお、入場券がない場合でも、上の「投票できる人」と投票所で確認できれば投票できます。

② 立候補者を知る

「街頭演説」「ポスター掲示場のポスター」「選挙運動用通常葉書」「インターネットでの選挙運動」などで、どのような人が立候補して、自分はどうの人に投票して松前町の未来を託したいのか、しっかりと考えましょう。



事前に投票できる 方法を知る



2 投票する (投票日以外)

投票日当日、選挙に行けなくても、次の方法を利用すれば投票できます。詳しくは、お問い合わせください。

① 不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合は、滞在地の選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。また県選管指定の病院などに、入院・入所中であればその施設で不在者投票ができます。申請方法・期限などについては、あらかじめ、早めにお問い合わせください。

② 郵便での不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を持っていて一定の障がいのある人は、自宅で投票ができます。投票には、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要で、発行にはあらかじめ申請が必要です。また、投票用紙の請求期限は8月26日（水）ですので、希望する人は、早めに手続きをしてください。

③ 期日前投票

学校や仕事だけでなく、旅行、レジャーや冠婚葬祭などの理由で投票日当日に投票所へ行けないときに利用できます。投票日当日、投票に行けない理由などを宣誓書に書くだけで当日と同様に投票できます。宣誓書は事前に町ホームページからダウンロードできます。▼**期間** 8月26日（水）～8月29日（土）▼**時間** 8時30分～20時▼**場所** 役場2階大会議室▼**持参物** 投票所入場券

投票できる人

平成7年8月31日以前に生まれ、平成27年5月24日までに松前町に転入届を出した（住民登録がある）人で、引き続き松前町に住んでいる人
※投票日当日に選挙権があり、松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

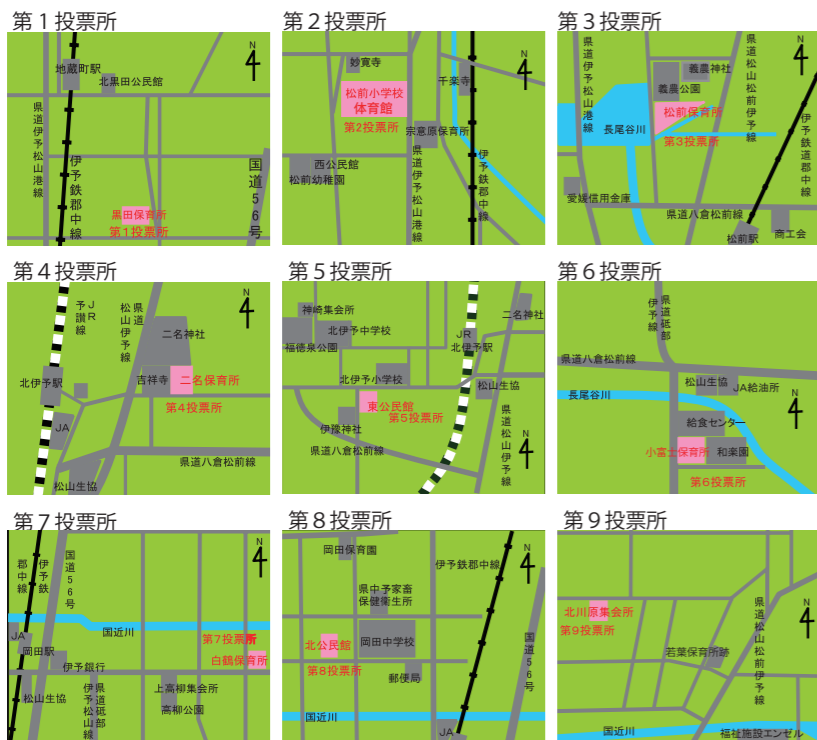
思いを形にする



3 投票する (投票日当日)

8月30日①
7時～20時

投票所入場券を持って投票所に行きましょう。お住まいの区域で投票所は異なります。投票所入場券にも記載していますので、確認してください。



投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉

投票区	投票所	区域
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋

町選挙管理委員会 ☎985-4132

あなたの一票から
松前町の未来を、
もつと色鮮やかに
していきたいよう。

松前町議会
議員選挙

